

○学校法人青山学院自転車等交通用具の通勤等での使用に関する内規

(2011年2月16日 常務委員会承認)

改正 2016年1月6日 2019年3月28日

(趣旨)

第1条 この内規は、学校法人青山学院（以下「本法人」という。）の職員（学校法人青山学院寄附行為細則第11条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）が次条に規定する自転車等交通用具を通勤等に使用する場合に必要となる事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における「自転車等交通用具」とは、職員が個人で所有又は占有するもので、以下の各号のものをいう。

- (1) 自転車
 - (2) 自動車等の道路交通法（昭和35年法律第105号）等の交通安全に関する法令（以下「道路交通法等」という。）に基づき運転免許が必要なもの（以下「自動車等」という。）
- 2 この内規における「通勤等」とは、職員が本法人における勤務のために、自らの住居と本法人における勤務地とを往復する行為若しくは本法人の青山キャンパスと相模原キャンパスとの間を移動する行為又はその他本法人に勤務するために移動する行為をいう。

(保険加入の義務)

第3条 職員は、通勤等に自転車を使用する場合は、当該自転車について傷害総合保険又はこれに準ずる保険に必ず加入しなければならない。この場合において、当該の保険には、個人賠償責任保険金額1億円以上をオプションとして付けなければならない。

2 職員は、通勤等に自動車等を使用する場合は、当該自動車等について以下の各号の全ての保険に必ず加入しなければならない。ただし、オートバイ等で以下の各号の保険によらない場合であっても、同様の賠償額を満たす保険に加入しなければならない。

- (1) 自動車損害賠償責任保険（強制保険）
- (2) 自家用自動車保険（任意保険）

イ 対人賠償 無制限

ロ 対物賠償 無制限

(通勤等における遵守義務)

第4条 通勤等に自転車等交通用具を使用する職員（以下「交通用具使用者」という。）は、道路交通法等に従って整備、点検、運転等を行い、事故の防止に努めなければならない。

2 交通用具使用者は、自転車等交通用具の使用に当たっては、道路交通法等において禁止されている事項のほか、以下の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 前条に規定する保険に加入していない状態で運転すること。

(2) 自転車等交通用具に文字、ステッカー等本法人所有の車両と見なされるような表示をすること。

(3) その他運転することが不相当と本法人が見なした状況で運転すること。

(駐輪場等又は駐車場の使用)

第5条 本法人は、交通用具使用者が本法人の有する駐輪場等又は駐車場（以下「駐輪・駐車場等」という。）の使用を希望する場合には、別に定める内規に基づき、駐輪・駐車場等の使用を許可することがある。

(事故等の取扱い)

第6条 交通用具使用者は、通勤等の途上で事故が発生した場合には、速やかに法人本部人事部（以下「人事部」という。）へ報告をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、本法人は、当該の事故について、一切その責任を負わず、交通用具使用者自身の損害についても一切の補償を行わない。

3 第1項における事故により、法律上本法人に責任が生じた場合には、その賠償額を交通用具使用者自身に請求することがある。

4 駐輪・駐車場等を含む本法人の構内で事故が発生した場合は、法に基づく解決を図るものとする。

(届出)

第7条 交通用具使用者は、第3条に規定する保険に加入し、以下の各号の保険証券の写しを人事部給与課に提出しなければならない。ただし、駐輪・駐車場等の使用を希望する場合には、別に定める内規の手続に従い、当該写しを人事部給与課に代えて担当の部署に提出するものとする。

(1) 自転車を使用する場合には、第3条第1項の規定に該当する保険証券の写し

(2) 自動車等を使用する場合には、第3条第2項第2号に規定する自家用自動車保険に係る保険証券の写し

(所管部署)

第8条 この内規は、人事部が所管する。

(改廃手続)

第9条 この内規の改廃は、常務理事会の承認を得て、総局長がこれを行う。

附 則

この内規は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2016年1月6日)

この内規は、2016年1月7日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2019年3月28日)

この内規は、2019年4月1日から施行する。